

平成30年度～令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

総合研究報告書

高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部 教授

研究要旨

健康寿命の延伸や高齢期の就業意欲の高まりによって、年金を受給しつつ働く高齢者が増えてきている。また、社会の変容によって多種多様な働き方が生まれ、ワーク・ライフがこれまでのものから変化している。これらに対応するために、次期年金制度改正の中で年金受給の在り方を検討する必要がある。本研究は、こうした検討の際の基礎資料に資するよう、さまざまな大規模統計の再集計を行い、就労実態や生活実態について明らかにすることを目的とする。

本研究の1年目には、1)年金額と就労の関係、2)年金額と金融資産やその他の所得の関係、3)年金額と生活費・生活実態の関係、4)現役世代を取り巻く就労・生活実態の変化、2年目にはさらにこの4テーマを掘り下げ、1)高齢者の継続雇用と賃金プロファイル、2)公的年金の給付水準・代替率の再検討、3)繰上げ減額率緩和・資格期間短縮が老齢年金受給者に与えた影響、4)高年齢者における就労と貧困、5)遺族年金受給者の就労状況、6)年金・家族扶養・住宅費用の実態、7)国民年金加入期間延長および保険料免除の可能性、8)現役世代を含む中間層・貧困層の長期変化等について、総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、「老齢年金受給者実態調査」、「障害年金受給者実態調査」、労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」、「高年齢者の雇用に関する調査」等を活用して計量経済学的手法で検討した。2年目には、独自調査「生活費に関する Web アンケート調査」も実施した。

高齢者を中心にして将来的に低年金者となる可能性のある現役世代を含めた分析を行い、厚生年金保険適用拡大から漏れた低賃金労働者の多さ、定年退職時の賃金低下による就業抑制、高齢失業者にとっての繰上げ受給の重要性、資格期間短縮による被保護年金受給者増大、年金受給者の私的扶養や住宅費の実態、住宅手当の有効性、公的年金給付水準の歴史のおよび社会的・主観的妥当性、障害種別の障害年金および遺族年金受給者の就労や困窮実態、低所得化による中間層縮小の実態、現役世代の貧困状況の改善、等について一定の示唆を得た。

研究分担者：	
四方理人	関西学院大学 総合政策学部 准教授
大津唯	埼玉大学 大学院人文社会科学部 准教授
渡辺久里子	国立社会保障・人口問題研究所 企画部 研究員
みずほ情報総研株式会社	社会政策コンサルティング部 (田中宗明・大室陽)
研究協力者：	
百瀬優	流通経済大学 経済学部 大学院経済学研究科 教授
田中聡一郎	関東学院大学 経済学部 准教授
益子大和	慶應義塾大学 経済学研究科 (修士課程)

A. 研究目的

健康寿命の延伸や高齢期の就業意欲の高まりによって、年金を受給しつつ働く高齢者が増えてきている。また、社会の変容によって多種多様な働き方、ワーク・ライフがこれまでのものから変化している。例えば複数回の転職・起業・副業といった働き方をする者に対しては、従来の被保険者区分では十分に対応できない可能性がある。それらを踏まえ、次期年金制度改正の中で年金受給の在り方を検討する必要がある。

近年の研究でも、低年金者の生活・就労実態を項目毎(たとえば老齢・障害や厚年・国年等の種別、生活保護との併給の有無等)に詳細を明らかにしたものは少なく、データに基づいた現状把握、現行制度の課題の体系的整理など基礎的な研究は多くない。

そのような中、本研究は、大規模統計の再

集計を行い、就労実態(高齢者・国民年金第1号被保険者・同第3号被保険者の就業率、就労形態、賃金水準等)や生活実態(世帯構成、家計の状況等)について明らかにすることを目的とする。

また公的年金制度については、次期制度改正に向けた検討が本格化するところであるが、この改正に向け、社会保障制度改革プログラム法でも検討課題となっている高齢期の就労と年金受給の在り方について検討を深める必要がある。この検討過程において、より効果的できめ細やかな政策議論が行えるようにするべく、基礎的な資料を提供する。具体的には、高齢世代(現在の年金受給者)の年金額に応じた就労・生活実態を総合的かつ定量的に把握するとともに、現役世代(将来の年金受給者、障害年金受給者および遺族年金受給者)を取り巻く就労・生活実態の変化等を把握する。

B. 研究方法

総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「老齢年金受給者実態調査」、「障害年金受給者実態調査」、労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」、「高年齢者の雇用に関する調査(企業調査)」等を活用し、みずほ情報総研にデータの整備・集計・分析を依頼し、その他の研究者は整備されたデータを用い、計量経済学的手法で年金受給者の所得分布や就業行動を検討した。

2年目のテーマ3)公的年金の給付水準・代

替率の再検討においては、2019 年の財政検証による公的年金の給付水準・代替率の見直しについて、独自調査「生活費に関する Web アンケート調査」(2019 年 8 月実施)および厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票を用い、歴史的および社会的主観的アプローチにより再検討した。

(倫理面への配慮)

匿名化された公的統計調査票情報の 2 次利用であり、世帯や個人が特定化できないよう世帯人員数 10 人以上の世帯を除く、結果数値が1又は2となる場合には秘匿するなどの処理のうえで分析を行った。

また独自調査実施に先立って国立社会保障・人口問題研究所での研究倫理審査の承認(IPSS-IBRA#19002)を受けた。

C. 研究結果

1年目研究テーマ(C1)

C1-1. 年金額と就労の関係

60 代の就業について、(1)「老齢厚生年金の受給資格(潜在的な在職老齢年金制度への適用の代理変数)」に基づくと、男女とも 65-69 歳で在職老齢年金制度の就業抑制効果は確認できないこと、また(2)定年退職時の賃金低下は、男性では平均的には 60-69 歳を通じ-10%前後就業率を低下させている、ことが明らかになった。

障害年金受給者については、(1)障害等級

が軽くなるほど、就労率は高まり、就労収入も高いこと、(2)しかし、精神障害の場合は、厚生年金 3 級であっても就労率・就労収入額が低いことが明らかになった。さらに(3)身体障害による障害厚生年金の受給者は、国民年金のみの受給者と比べ、就労率・就労収入額は高く、また年金額が高いほど就労収入も高いこと、(4)身体障害では、年金額の高い受給者ほど就労収入も高くなる傾向があり、そのことが障害年金受給者間の所得格差に繋がっていることが明らかになった。

C1-2. 年金額と金融資産やその他の所得の関係

最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較すると、(1)同じ低所得でありながら、被保護年金受給者となる確率が高いのは、貯蓄がない、持ち家がない場合である。ただし、(2)貯蓄がないことによる被保護年金受給者となるリスクは、持ち家があることで、ほぼ相殺されることも明らかにした。

また障害年金受給者の中、(1)身体障害や知的障害の受給者と比較し、精神障害の受給者で生活保護との併給が多い。とくに、(2)精神障害で厚生年金 3 級や国民年金 2 級の受給者の 12-13%が生活保護を併給している。(3)男女の就業率・賃金・雇用格差を反映し、女性の障害年金受給者の潜在的貧困リスクは高いが、私的扶養によりそのリスクが軽減され

ていることも明らかになった。

C1-3. 年金額と生活費・生活実態の関係

同じ低所得でありながら、単身世帯の最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較すると、生活保護を受給している場合、支出額合計が 22－25%低い一方、衣食住の支出割合は 9－11%高い。

繰上げ受給確率は、男性では健康不良であると 8%高く、中卒と比べ高校・短大卒は－6%、大卒・院卒では－11%低い。離職後失業を経験していると 14%高い。繰上げ受給者の相対的貧困リスクの高さは、男性 60－64 歳のみに確認できた。

女性の障害年金受給者は、男性に比べて年金額も就労収入額も低い一方、世帯収入額で見ると低くない。その他、高齢の知的障害による受給者の生活保護併給率が高いこと等も明らかにした。

C1-4. 現役世代を取り巻く就労・生活実態の変化

2016 年の厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大では、新たな賃金要件が設けられたが、この要件により、もし全事業所に適用拡大していれば得られた効果とほぼ同等の多くの低賃金労働者を適用拡大から排除する効果があった。その結果、適用拡大による大幅な平均賃金低下は観察されなかった。

最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較し、同じ低所得でありながら、被保護年金受給者となる確率が高いのは、20－60 歳で 20 年以上の職歴が臨雇・日雇い、女性の場合はさらに正規の常用雇用である場合である。

また、国民年金第 1 号・第 3 号被保険者本人および本人が属する世帯について、家庭環境（配偶者、子、親の状況等）、就労状況（仕事の有無、就業形態、労働時間、所得等）、また仕事をしていない 3 号被保険者の就労希望等について集計・分析を行った結果、国民年金第 1 号被保険者の実態として、厚生年金の適用拡大にかかる、週の勤務時間が 20 時間以上 30 時間未満という層は主に「夫婦と未婚の子のみ世帯に属する女性」であることを確認した。

さらに、配偶者ありの女性のおよそ半数が第 3 号被保険者となっていること、それらのうち、収入を伴う仕事をしている者はおよそ半数であり、その中で週労働時間が 20 時間以上の者は 6 割程度であることを確認した。

2年目研究テーマ(C2)

C2-1. 高齢者の継続雇用と賃金プロフィール

年齢・賃金プロフィールの傾きや 60 代前半の賃金水準の落ち込み等が高齢者の継続雇用にどのような影響を与えているのか、賃金の「後払い契約」理論に基づき明らかにした。

(1) 賃金プロファイルの傾きを早期に調整し、また賃金下落率の小さい企業ほど、定年年齢を一般的な 60 歳より高く設定する傾向があること、(2) 賃金プロファイルの傾きが緩やかで、生産性が高く、労働需要が高い企業で、60 代前半の継続雇用率は高いこと、(3) 50 代での正社員の残存率が低く、60 代前半の賃金下落率が大きい企業では、60 代前半の継続雇用率は低いことが明らかになった。

C2-2. 公的年金の給付水準・代替率の再検討

公的年金の給付水準・代替率について歴史的な経緯を整理したうえ、社会的主観的アプローチに基づき、その妥当性について検討した。

(1) 社会的主観的所得代替率は 4 割であり、ILO による所得代替率の基準に近いこと、ただし公的年金額・賃金額ではなく、可処分所得に基づき、社会的主観的所得代替率を計算すると近年上昇傾向にあり 52% であることが明らかになった。

C2-3. 繰上げ減額率緩和・資格期間短縮が老齢年金受給者に与えた影響

繰上げ支給制度の減額率緩和(2001 年 4 月)により(1)繰上げ受給率が上昇したか、(2)繰上げ受給者の貧困リスクは低下したか、また老齢年金受給のための資格期間の 25 年から 10 年への短縮化(2017 年 8 月)により(3)貧困脱出できたか、(4)貧困かつ該当者の生活保護

受給率は低下したか検討した。

(1) 繰上げ減額率緩和による繰上げ受給率上昇は女性のみ制度改正から 1 年のラグ(時間差)を伴って現れた可能性があること、(2) 繰上げ受給者は男女とも貧困リスクが高いが、減額率緩和による貧困リスク低減は女性のみ制度改正から 2 年のラグを伴って現れた可能性があること、(3) 期間短縮該当者の 1 割が貧困脱出できたと見込まれる一方、(4) 被保護高齢者の多くが年金受給資格を得たことで期間短縮該当者の生活保護受給率は高いことが明らかになった。

C2-4. 高齢者における就労と貧困

60 歳以上の高齢者について、雇用者だけではなく、無業や失業まで含めた各就業状態の相対的貧困率を推計することにより、近年の高齢者における就労の変化と貧困について検討した。

(1) 65 歳以上の高齢者の貧困率は、近年上昇傾向にある現役世代の貧困率の変動とは異なり、2007 年から 2012 年にかけて低下していた。その一方、(2) 60-64 歳の男性ではそのような貧困率の低下は観察されていない。とくに、(3) 就業状態別にみた場合、65 歳以上ではどの年齢層でも雇用就労者の貧困率と無業者の貧困率は低下していたが、60-64 歳では無業と失業者の貧困率が上昇していた。

C2-5. 遺族年金受給者の就労状況

クロス集計から、(1)遺族年金受給者の調査時点における就業率(以下、単に「就業率」というときは、調査時点における就業率を指すものとする)は、50歳代前半までは女性全体の就業率よりも高い水準(2010年は概ね70%台後半、2015年は80%台前半)で推移するが、50歳代後半になると急速に低下して女性全体の就業率と同程度の水準となること、(2)50歳代前半までの遺族年金受給者の就業率は女性全体に比べて高いが、非正規雇用率が高く、就労収入は低いこと、などが明らかになった。

また、就業の有無に関する回帰分析の結果、(1)受給権発生時の年齢が高いほど、就業率は有意に低いこと、(2)受給権発生時に就業していた人は、非就業であった人に比べて、就業率が33ポイント高いこと、(3)受給権発生時の就業の有無による就業率の差は、受給権発生時の年齢が上がるほど拡大し、受給権発生時の就業の有無による調査時の就業率の差は拡大し、受給権発生時に50歳代かつ非就業であった場合の就業率は50%を下回ること、などが明らかになった。

受給権発生前後の就業変化に関する回帰分析の結果、(1)より最近に遺族年金を受給し始めた人ほど、死別後の就業継続率・新規就業率は高くなる傾向にあること、(2)もともと非就業であった遺族年金受給者の場合、子のいる人ほど新たに就業する確率が有意に高いこと、(3)遺族年金の受給額が高いほど受給権発生後の就業率が有意に低い、ことなどが明

らかになった。

C2-6. 年金・家族扶養・住宅の実態

・公的年金と家族扶養の貧困削減効果

(1)高齢者世帯では、当初所得での相対的貧困率は、1985年は82%であったが、2000年代半ばまでに86%まで上昇したものの、2015年には80%まで低下していた。(2)当初所得に公的年金の給付を加えると、同数値は59%から24%に大幅に低下していた。一方で(3)家族の収入を考慮した場合の相対的貧困率は、1985年には35%であったが2015年には64%と高かった。

・住宅手当導入の政策効果

各国の住宅手当制度を参考に制度設計上の要点をまとめたうえ、諸外国と日本の制度を参考にした3種類の仮想的な住宅手当導入により、どれほど住宅費軽減や貧困率削減が期待できるのか、シミュレーションを行った。

分析の結果、(1)第I十分位での住宅費負担率を4割未満に軽減する効果があること、(2)貧困率を2~5割削減する効果があること、(3)現役世代では民間賃貸世帯の貧困率を総人口の貧困率なみに引き下げる効果がある一方、高齢者の民間賃貸世帯では10ポイント程引き下げるものの、それでもなお総人口の貧困率の2倍程度あること、などが明らかになった。

C2-7. 国民年金加入期間延長および保険料免除

仮に国民年金の加入期間を延長した場合に国民年金保険料免除制度の対象となる者がどの程度存在するか、潜在的免除該当者について年齢階級別に働き方や所得状況を確認すると、(1)潜在的免除該当率が年齢によって上がっていくこと、(2)年齢階級が上がるにつれて(潜在的)国民年金第1号被保険者のうち無職者割合が増えること、(3)有業者であっても稼働所得は年齢が上がるにつれて低くなる傾向にあること、(4)健康状態については、主観的健康状態は年齢が上がってもあまり変わらないこと、(5)健康上の問題で何らか日常生活に影響がある者の割合は、50歳代後半から60歳代後半についてはあまり変化がないこと、などが明らかになった。

潜在的免除該当者の属性として、(1)配偶者なし、子なしの者は、そうでない者に比べて免除該当率が高いこと、(2)配偶者なしの者の中でも、女性の死別、離別の免除該当率は他の類型よりも際立って高くなっていること、(3)男単独世帯、女単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯で全額免除該当率が高いこと、(4)女単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯で免除該当率が高いことが分かった。

60歳代前半の潜在的免除該当の雇用者について、厚生年金保険の適用が拡大された賃金要件や勤務時間要件を満たす者の割合を分析した結果、潜在的免除該当となっている雇用者の一定割合が厚生年金に加入することが見込まれることが分かった。

C2-8. 中間層・貧困と高齢化

人口高齢化が進むなかで、所得分配がどのように変化したのか、中間層・貧困の長期推移の推計を通じて、検証を行った。

その結果、(1)1980年代から中間層割合は縮小しており、1985年時点の中間層は64.0%であったが、2015年時点では57.5%となり、6.5%ポイント減少していた。1985年の中間層の所得域で計測した場合は、2015年の中間層は56.9%となり、7.1%ポイント減少していた。

また(2)1985年から2000年にかけては所得分布の2極化や高所得化が進行することにより中間層が縮小した。2000年から2015年にかけては低所得化が進むことにより、中間層が見かけ上は横ばいに推移しているようにも観察されるが、実際は中間層の衰退が生じていると考えられる。

D. 考察

1年目研究テーマ(D1)

D1-1. 年金額と就労の関係

厚生年金保険の大幅な適用拡大は平均賃金額(標準報酬平均額)を低下させ、年金給付水準を引き下げる可能性がある。

男性では定年退職時の賃金低下による就業抑制効果は、従来の在職老齢年金制度の就業抑制効果と比較しても、60代全般を通じて大きい。

離職後失業した人にとって、繰上げ受給が所得保障の役割を一部担っていると考えられる。

精神障害による受給者では、身体障害による受給者と同程度の治療・療養・介助費負担があり、50歳未満の受給者が多いにも関わらず就労率は低く、さらに就労していても就労収入が低いため、厚生年金3級の貧困リスクが高い。その背景として、1985年改正により、厚生年金3級の給付水準は就労者が多いという理由で削減されたことが考えられる。

D1-2. 年金額と金融資産やその他の所得の関係

雇用者比率増大と自営業主・家族従業員比率の減少、退職給付額や持ち家比率の減少、公的年金給付額低下による貯蓄の取崩しペース加速により、低所得者のうち、被保護年金受給者の割合が将来高まることが予想される。

障害年金を受給していても貧困状態に陥る者は少なくない。とくに精神障害による障害年金受給者は、身体障害による受給者に比べ、年金額が低く、世帯収入も低いため、困窮状態に陥りやすいと考えられる。

D1-3. 年金額と生活費・生活実態の関係

老齢加算の廃止に伴い、高齢単身世帯の生活保護基準は生活実態より低く設定されている可能性もあるが、同じ所得水準の老齢年金受給者と比較すると、少なくとも衣食住に関

しては相対的には充足されている。

高齢期において失業した場合、繰上げ受給を選択することにより、貧困リスクの一部を回避しているが、それでもなお十分な所得保障とはなっていない可能性が示唆される。

障害年金受給者の世帯収入に明確な男女差はなく、これは配偶者を中心とした他の世帯員の収入が、受給者本人の年金額や就労収入の低さをカバーしているためと考えられる。

D1-4. 現役世代を取り巻く就労・生活実態の変化

女性に占める国民年金第3号被保険者の割合は低下傾向にあるが、結婚を経験する女性にとって、国民年金第3号被保険者制度は今なお公的年金制度上の大きな受け皿となっていることが分かった。現在、厚生年金の適用拡大が進められているが、その対象とならない国年3号が少なくないことも踏まえ、その実態を十分に踏まえながら、国年3号制度自体の在り方についても引き続き議論を行っていく必要があるであろう。

なお「年金受給をしていない者」については、年金受給がなく無業である場合も実際は他に収入があるなどの複合的な事情で生活が苦しい者のみではないことが分かった。

2年目研究テーマ(D2)

D2-1. 高齢者の継続雇用と賃金プロファイル

第一に、高齢者の継続雇用の促進には、働き方改革や教育訓練を通じ生産性を高め、賃金プロファイルの傾きを緩やかに調整していく方法が有効と考えられる。結果として正規・非正規間の賃金格差縮小にもつながることが期待される。第二に高齢法による65歳までの雇用確保措置義務に対し、企業は50代での正社員の絞り込みや60代前半での継続雇用時の大幅な賃金切り下げで回避可能である。

D2-2. 公的年金の給付水準・代替率の再検討

現役世代の負担を考えた場合、マクロ経済スライドによる50%という厚生年金の所得代替率は、基礎年金導入当時の上限に近いが、給付水準がILO第102号条約(社会保障の最低基準)の所得代替率40%(30年加入前提)をマクロ経済スライドによる調整期間中に割り込む可能性が懸念される。また基礎年金や生活扶助は借家に居住することを前提とすれば、高齢単身世帯の社会的主観的貧困線を下回っている可能性がある。

D2-3. 繰上げ減額率緩和・資格期間短縮が老齢年金受給者に与えた影響

減額率緩和によって人々の繰上げ受給行動はそれほど大きく変化しなかった背景としては、年金額の給付水準の変動も影響を与えていると考えられる。また受給資格期間短縮によ

り、生活保護給付から年金給付への代替が生じていたと考えられる。

D2-4. 高年齢者における就労と貧困

60-64歳では無業と失業状態の貧困率が上昇し続いていた理由として、公的年金の支給開始年齢の段階的引き上げが考えられる。高年齢者雇用安定法の改正により、高年齢者の雇用確保措置が義務化され、実際に60-64歳において雇用就労の割合が上昇したものの、一部の高年齢者については就業が継続できず無業となってしまう、上の世代よりも60代前半の年金受給額が大幅に減少した分を埋め合わせることができず貧困に陥っていると考えられる。実際に、1990年代までは65歳以上よりも60-64歳の貧困率が低かったが、2002年以降、支給開始年齢の引き上げに影響をうける世代についてのみ65歳の者より貧困率が高くなっていることが示されている。

D2-5. 遺族年金受給者の就労状況

遺族年金受給者の就業率が50歳代後半に大幅に低下するのは、50歳以降に死別して遺族年金受給者となった人の就業率が低いこと、とりわけ死別時に非就業であった人の就業率が50%を下回ることに起因していると考えられる。一方、若い遺族年金受給者の就業率が女性全体よりも高い水準にあるのは、もともとの就業率が高いからではなく、非就業であった

人の新規就業率が高いからである。これはもともと専業主婦であった人が期せずして就業復帰することを意味し、とりわけ子育て中の場合は無理をして就業復帰している人がいる可能性がある。

とくに受給権発生前後の就業の変化に関する分析結果から、死別後の就業継続率・新規就業率の上昇傾向が続けば、将来的には遺族年金の役割が縮小していく可能性がある一方、子のない遺族年金の有期化の対象年齢を現行の30歳未満から拡大することは、対象者の生活困窮に繋がる可能性、遺族年金の受給額が高いことによる就業の抑制効果は限定的である可能性が示唆された。

D2-6. 年金・家族扶養・住宅費用の実態

・公的年金と家族扶養の貧困削減効果

この30年間で公的年金による貧困削減効果が大きく高まっていることが分かった。一方で、同期間で家族の家族扶養による貧困削減効果は低下しており、公的年金が家族の家族扶養を代替していたことが明らかとなった。

・住宅手当導入の政策効果

住宅費軽減や貧困率削減のいずれについても、住宅手当導入の政策効果が大きいといえる。また住宅購入できなかった高齢者の場合は、相対的貧困リスクは高くなることも明らかになり、政策対応の必要性も指摘できる。

D2-7. 国民年金加入期間延長および保険料

免除

高齢者の働き方については、50歳代後半から60歳代前半にかけて引退する者が多いものと思われる。また年齢にともなう稼働所得の低下傾向は、50歳代後半から60歳代後半にかけて、稼働所得や雇用所得の比較的高い雇用ありの自営業者の割合と正規の雇用者の割合が下がっていることが一因になっていると推測される。一方で、50歳代後半から60歳代後半に至るまでの間、健康状態の変化が高齢者の有職率や働き方の変化に与える影響は比較的小さいものと考えられる。

潜在的免除該当者が多い原因としては、配偶者なし、子なし世帯では配偶者や子の収入に頼れない者が潜在的免除該当者となっていること、単身世帯では規模の経済が働かないこと、家庭内での扶助を受けられないことが考えられる。

既に厚生年金被保険者となっている者に加えて、今後の更なる適用拡大により厚生年金被保険者となる潜在的免除該当の雇用者の割合が一層増えることが見込まれる。

D2-8. 中間層・貧困と高齢化

中間層や貧困率の変動要因の検討のため、中間層や貧困層の人口シェアの寄与度分解を行った。

その結果、1985年から2000年の中間層の人口シェアの減少は、人口高齢化と中間層割合の減少の両方といえるが、特に後者の影響

が大きかった。2000年から2015年にかけては、人口高齢化要因によって減少しているが、中間層割合の上昇に相殺されて、中間層の規模はあまり変化しなかった。

また2000年から2015年の貧困層の人口シェアについては、人口高齢化の影響により貧困率を引き上げているが、世帯類型内貧困効果により貧困率を引き下げている(特に高齢夫婦世帯や現役夫婦世帯で減少させている)。

一方、2012年から2015年の貧困率の低下では、現役世代と子どもの世帯類型内貧困効果が大きく、人口効果を上回っていた。この時期は、現役世代や子どもでの貧困率の低下が全体の貧困率の低下に寄与していた。

E. 結論

1年目研究テーマ(E1)

E1-1. 年金額と就労の関係

ハマキョウレックス事件や長澤運輸事件の最高裁判決を受け、定年前後の賃金低下問題は改善されていくことが期待される。ただし、この改善によって合理的理由によらない賃金低下の是正が進めば、賃金が高くなることで現在は確認できない65-69歳の在職老齢年金制度の就業抑制効果が現れる可能性もある。引き続き、新しい調査によって、現在は確認できない65-69歳の在職老齢年金制度の就業抑制効果についてモニターする必要がある。

また1985年改正時と比較し、障害種別の障害年金受給者構成が変化し、精神障害者が

増大する中、一定の就労収入を前提とする現行の厚生年金3級の給付水準を再検討することなどが貧困リスク防止には必要である。

E1-2. 年金額と金融資産やその他の所得の関係

高齢期の就業率が上昇していけば、就労収入比率の増大により、高齢者間の所得格差は大きくなり、また現役世代における持ち家率・貯蓄額の低下、単身世帯の増加により、貧困リスクは増大し、老齢年金と生活保護を併給する高齢者も増加することが予想される。それを是正するための経済的に脆弱な高齢者の所得保障を再検討することが必要である。

E1-3. 年金額と生活費・生活実態の関係

高齢期に必要な所得保障水準を検討するため、一般市民の社会的・主観的基準に基づく最低生活費を明らかにする必要がある(2年目のテーマ3)で分析)。

また離職後失業した人にとって、繰上げ受給が所得保障の役割の一部を担っているとすれば、将来の繰上げ減額率改定にあたっては、そうした人々の貧困リスクへの影響も慎重に検討する必要がある。

障害年金受給者の中には、世帯員の収入がない場合、貧困状態に陥りやすい者が一定割合存在しており、所得保障の脆弱性をどのように改善していくのか検討する必要がある。

E1-4. 現役世代を取り巻く就労・生活実態の変化

現在、厚生年金の適用拡大が進められているが、その対象とならない国年3号が少なくなっていくことも踏まえ、その実態を十分に踏まえながら、国年3号制度自体の在り方についても引き続き議論を行っていく必要がある。

2年目研究テーマ(E2)

E2-1. 高齢者の継続雇用と賃金プロファイル

大幅に賃金を切り下げれば、その賃金に見合うような生産性の低い高齢者しか残らず、生産性の高い高齢者は自ら辞めてしまい活用できない、というリスクを企業は抱えこむことになる。そのようなリスクを企業が抱えれば、ますます高齢者の継続雇用を敬遠する、という悪循環に陥ることが懸念される。そうした悪循環を断ち切るためにも、再雇用時の各労働者の能力に応じた賃金設定は今後一層重要となる。

E2-2. 公的年金の給付水準・代替率の再検討

高齢者の生活保障については、公的年金だけでなく年金生活者支援給付金、借家に居住する高齢者に対しては住宅手当、また医療・介護費の負担が重い高齢者については、医療・介護保険制度により、総合的に再分配政策を強化する必要がある。

E2-3. 繰上げ減額率緩和・資格期間短縮が老齢年金受給者に与えた影響

繰上げ支給年齢・減額率を変更する場合には、貧困リスクの高い人々に影響を与える可能性についても検討する必要がある。

E2-4. 高齢者における就労と貧困

2000年代以降、65歳以上の高齢者の貧困率は低下しているが、60-64歳の男性の貧困率は低下しておらず、特にその年齢層の無業者・失業者の貧困率は上昇傾向にあった。公的年金の支給開始年齢の引き上げにより、60代前半において雇用就労の割合が上昇したものの、一部の高齢者については、就業が継続できず無業となってしまう、上の世代よりも60代前半の年金受給額が大幅に減少した分を埋め合わせることができずに貧困に陥ってしまっていると考えられる。年金との接続のための60歳以上の就業継続と年金支給開始年齢前の失業者に対する所得保障を強化すべきである。

E2-5. 遺族年金受給者の就労状況

遺族年金は、女性の就労の一般化や夫婦共働き世帯の増加といった社会の変化に合わせて制度の見直しが求められるようになっている。しかし、遺族年金受給者の就業率の高さだけで政策の方向性を判断することはできず、就業や生活の実態を十分に踏まえながら慎重に検討していく必要がある。とくに非正規雇用率が高く就労収入は低いことに留意する必要がある。

E2-6. 年金・家族扶養・住宅費用の実態

受給者一人当たりの平均公的年金の給付額は低下しているなか、被用者年金受給者は増えており、これにより公的年金の再分配効果は高まっていたことが示唆された。しかしながら、今後、年金給付水準が低下することが予想されており、公的年金による防貧機能が脆弱化する懸念がある。

また本研究で検討した住宅手当は、貧困リスクの高い賃貸世帯の高齢者の貧困率を大きく引き下げることから、低所得高齢者に対する所得保障としても有効な政策と考えることができる。

E2-7. 国民年金加入期間延長および保険料免除

高齢者雇用の進展や現役世代との待遇の均等化が進めば、現在無職となっている者の労働市場への残留や参加、有職者の稼働所得低下の抑制につながるものと考えられる。特に勤務時間や稼働所得が現役期に近づくことにより、勤務時間要件である4分の3要件を満たして厚生年金に加入する者が増え、潜在的国民年金第1号被保険者になる者であっても免除該当でなくなることが見込まれる。ただし、健康や介護を理由に仕事に就けない者への配慮や対応が必要と考えられる。

国民年金の加入期間延長に当たっては、ひとり親と未婚の子のみの世帯や単身世帯への

影響を見極めながら検討を進めていくことが重要であろう。

適用拡大を進めることは、高齢者雇用の進展と相まって、国民年金の加入期間の45年への延長による年金保障を厚くする効果強化を期待できる。

E2-8. 中間層・貧困と高齢化

近年の動向としては、低所得化による中間層縮小の一方、2010年代中盤には現役世代の貧困状況は改善されていた。ただし2000年代以降、全体的な所得水準の低下により中間層の所得域や貧困ラインも低下しているため、中間層の減少や貧困率の上昇が見えにくくなっている。実際、固定した基準で中間層や貧困率の測定を行うと、所得分布の低所得化による中間層の縮小や貧困率の上昇が観察されており、日本の家計は以前よりも厳しい運営となっている可能性もある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・山田篤裕「厚生年金保険適用拡大(2016年10月)による新たな賃金要件:既存の参照基準からの逸脱と低賃金雇用者の排除」『社会政策』10(3):39-52、平成31年。

- ・益子大和「高齢低所得世帯における生活保護受給の有無による消費支出の差異の検証」『慶應義塾大学経済学研究科・平成30年度修士論文』、平成31年。
 - ・山田篤裕「生活保護を受給する高齢年金受給者：同居形態、資産、職歴」『年金と経済』37(3): 18-28、平成30年。
 - ・山田篤裕「高齢者の継続雇用と賃金プロフィール」『季刊個人金融』14(3): 47-56、令和元年11月。
 - ・四方理人「高齢者における就労と貧困」『貧困研究』23: 16-26、令和元年12月。
 - ・駒村康平・渡辺久里子「公的年金の給付額の動向と政策効果」『統計』70(8): 50-53、令和元年8月。
 - ・渡辺久里子「高齢者世帯の家計収支の動向」『健康長寿ネット』(Web掲載)、令和元年12月27日。
 - ・山田篤裕・渡辺久里子「公的年金の給付水準・代替率の再検討：歴史的・社会的主観的アプローチ」『社会保障研究』4(4): 487-499、令和2年3月。
 - ・百瀬 優 (2019)「障害年金受給者の実態：障害種別に着目して」『週刊社会保障』73(3042): 48-53、令和元年10月。
 - ・山田篤裕「高齢者就業と在職高齢年金・繰上げ受給」『社会政策』12(2)、令和2年10月(刊行予定)。
 - ・百瀬 優・大津 唯「障害年金受給者の生活実態と就労状況」『社会政策』12(2)、令和2年10月(刊行予定)。
- 和2年10月(刊行予定)。
- ・渡辺久里子・四方理人「高齢者における貧困率の低下：公的年金と家族による私的扶養」『社会政策』12(2)、令和2年10月(刊行予定)。
- ## 2.学会発表
- ・山田篤裕「所得保障政策上の『賃金』と給付水準：厚生年金保険適用拡大(2016年10月)を例に」、社会政策学会第136回春季大会(平成30年5月27日)。
 - ・山田篤裕「高齢者の就業行動」、社会政策学会138回大会(令和元年5月18日)
 - ・四方理人・渡辺久里子「高齢者における所得分布と公的年金」、社会政策学会 138回大会(令和元年5月18日)
 - ・百瀬 優・大津 唯「障害年金受給者の生活実態と就労状況」、社会政策学会 138回大会(令和元年5月18日)
 - ・田中聡一郎「2010年代中盤の貧困指標の変動要因」、日本財政学会76回大会(令和元年10月19日)
 - ・山田篤裕「繰上げ受給・資格期間短縮が老齢年金受給者に与えた影響」、社会政策学会140回大会(令和2年5月11日 Web開催)
 - ・田中聡一郎・渡辺久里子・山田篤裕「住宅手当導入の政策効果：マイクロシミュレーション分析」、社会政策学会140回大会(令和2年5月11日 Web開催)

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし